

Q847. 休日を時間単位で振り替えることはできますか。

通達上、休日は、原則として暦日（〇月〇日といった丸1日単位）で与えなければ実質を失うものとされていますので（昭和23年4月5日基発第535号）、休日は1日単位で振り替える必要があり、時間単位で振り替えることはできません。

なお、週休2日制の会社の場合、2日のうち1日の休日に4時間勤務させ、その4時間勤務分を他の労働日に振り替えたとしても、残りの1日の休日が暦日で確保されていれば、1週1日の休日規制（労基法35条）の違反とはなりません。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成